

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

住民監査請求について（通知）

平成 29 年 12 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 住民監査請求書

（1）請求の要旨

大阪市が発注した下水管入れ替え工事で複数の業者が契約と異なる安価な材料を使ったとされる問題が、平成 29 年 11 月 22 日毎日新聞等で報じられ、市民が知ることとなった。2015 年～2016 年だけで約 1 億 4500 万円もが市のチェックの甘さや一部職員が黙認していたなど市民の利益を守るべき職員が長年にわたり市に損害を生じさせている。

よって、監査委員は、厳正な調査の上市長に対し、違法に支出した公金額を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

第 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、本市職員等による個別具体的に特定された当該行為等について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求において請求人は、本市職員のチェックの甘さや黙認によって2015年から2016年だけで約1億4500万円もの損害が本市に生じていると主張するのみで、請求の対象が財務会計上の行為であるのか、怠る事実であるのかについても明らかになっていない。また、本市職員等の違法又は不当な当該行為等が特定されておらず、違法事由についても個別的、具体的に主張するものとはいえない。

なお、請求人に対して、上記の点につき、平成30年1月17日を期限として書面により補正を求めたが、請求人からは、当該行為等の摘示及び違法事由に係る補正はなされず、住民監査請求提出日の記載誤り及び脱字の補正がなされたのみであった。

よって、本件請求の内容は、住民監査請求の対象になるとはいえない。

以上より、本件請求は法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。